



よくあるご質問（Q & A）



<制度について>

Q1:「出産・子育て応援給付金」と「妊婦支援給付金」でもらえる金額は変わりますか？

A1:これまでの「出産・子育て応援給付金」と支給される金額は同じです。

Q2:申請期限はいつまでですか？

A2:妊婦支援給付金(1回目)の申請期限は、「産科医療機関等で妊娠が確認された日から2年間」です。

妊婦支援給付金(2回目)の申請期限は、「出産予定日の8週間前から2年間」です。

Q3:申請してからどれくらいで支給されますか？

A3:審査に問題がなければ、申請されてから1～2か月以内に指定口座に振り込まれます。

Q4:妊婦または産婦の家族が、代理で給付金を受けることはできますか？

A4:1回目・2回目どちらも、妊産婦ご本人以外が給付を受け取ることはできません。

給付を受ける口座も妊産婦ご本人の口座以外にご登録出来ません。

Q5:旧姓の口座でも、給付を受け取れますか？

A5:審査のうえ、ご本人の確認が取れた場合は振り込みできますが、振り込みが完了する前に、口座名義を変更してしまうと振り込みができなくなりますので、ご注意ください。

Q6:ふたご以上を妊娠した場合の「妊婦支援給付金」はどうなりますか？

A6:妊娠届出後(1回目の支給)に5万円、胎児の数の届出後(2回目の支給)に妊娠している子ども1人あたり5万円(ふたごの場合:10万円)を支給します。

Q7:複数回妊娠した場合はどうなりますか？

A7:妊婦一人あたり5万円ですので、5万円×妊娠回数を申請いただけます。

※産科医療機関等で胎児の心拍が確認されている場合に限りです。

Q8:妊婦支援給付金の申請手続きは、保健師等との面談が必要ですか？

A8:全ての妊婦へ身体的・精神的・経済的な面で、支援を総合的に行う観点から、妊婦等包括相談支援事業と一体的に経済的支援を実施するものであるため、保健師等との面談のご協力をお願いします。

Q9:流産・死産等により妊娠が継続できなかった場合、対象になりますか？

A9:令和7年4月1日以降の流産等で、産科医療機関等で胎児の心拍が確認されている場合は、1回目・2回目ともに対象になります。妊婦のための支援給付に関するお問い合わせは、潮来市かすみ保健福祉センターへご連絡ください。

※流産等された方の申請期限は、1回目・2回目とも、流産等をしたことが医療機関等で確認された日から2年間です。

<転出・転入・里帰り>

Q10:潮来市を転出した場合でも、潮来市に申請が出来ますか？

A10:申請出来るのは潮来市に住所がある方だけです。申請前に転出した場合は、転出先の自治体で申請をする必要があります。

※申請後に転出した場合は潮来市から給付を受けることができますが、1回目・2 回目どちらも、複数の自治体から二重に給付を受けることはできません。

Q11:他の自治体で妊娠届出をして、他の自治体で1回目の給付を受けました。潮来市での手続きは必要ですか？

A11:転入前の自治体で1回目の給付を受けている場合には、二重に給付を受けることはできません。潮来市に転入後、かすみ保健福祉センターで潮来市妊婦給付認定申請の手続きをしていただくことで、出産後等に2回目の給付を受けることができます。

Q12:里帰りした場合、妊婦支援給付金の申請は里帰り先で申請するのですか？

A12:住民登録のある潮来市へ申請します。出産予定日の 8 週間前から2年以内にかすみ保健福祉センターでの手続きをお願いします。

※出産後、里帰り先の自治体で面談等の実施(新生児、乳児訪問等)を希望される場合は、かすみ保健福祉センターまでご連絡ください。

<その他>

Q13:給付は課税の対象になりますか？

A13:課税対象になりません。

Q14:申請のために ATM の操作や手数料の振り込みが必要ですか？

A14:申請内容の確認や支援などで潮来市の担当者からお電話する場合がありますが、ATM の操作や手数料は必要ありません。不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署等にご相談ください。

その他、ご不明な点がございましたら、
かすみ保健福祉センターへご連絡ください。

